



福岡医発第 432 号 (地)

令和 5 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる
疑義解釈資料の送付について (その 2)

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにかかると疑義解釈につきましては、令和 5 年 4 月 27 日付け福岡医発第 292 号 (地) によりご連絡申し上げたところでありますが、今般、厚生労働省より疑義解釈資料 (その 2) が示された旨、日本医師会より通知がありました。

今般の疑義解釈資料においては、都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後 3 か月以上経過し、かつ罹患後症状が 2 か月以上持続している患者に対し、「罹患後症状のマネジメント (第 2 版)」を参考に診療 (電話や情報通信機器を用いた診療を除く。) し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合において、3 月に 1 回に限り、特定疾患療養管理料 (147 点) を算定できる (令和 5 年 5 月 8 日より適用され、令和 6 年 3 月 31 日で終了) 旨等が示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第268号（保険）
令和5年4月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにかかる疑義解釈につきましては、令和5年4月19日付け日医発第207号（保険）「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」により、ご連絡申し上げたところでありますが、今般、厚生労働省より疑義解釈資料（その2）が示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今般の疑義解釈資料においては、都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している患者に対し、「罹患後症状のマネジメント（第2版）」を参考に診療（電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合において、3月に1回に限り、特定疾患療養管理料（147点）を算定できる（令和5年5月8日より適用され、令和6年3月31日で終了）旨等が示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）

（令 5.4.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 27 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかると疑義解釈資料の送付について（その 2）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日保険局医療課事務連絡。以下、「3 月 31 日事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 4 月 6 日保険局医療課事務連絡。以下、「4 月 6 日事務連絡」という。）において、診療報酬上の特例の見直し等について示したところであるが、これらの事務連絡に記載された内容等について、別添のとおり疑義解釈を取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

問1 新型コロナウイルス感染症から回復した患者であって、新型コロナウイルス感染症患者と診断された後、3か月以上経過し、かつ罹患後症状が2か月以上持続している場合に、当該患者に「罹患後症状のマネジメント(第2版)」を参考とした診療(電話や情報通信機器を用いた診療を除く。)を通じて、今後の診療方針を判断し、必要に応じて精密検査や専門医への紹介を行った場合において、特定疾患療養管理料(147点)について、どのように考えればよいか。

(答) 3月に1回に限り算定できる。なお、都道府県が公表している罹患後症状に悩む方の診療を行っている医療機関のリストに掲載されている必要がある。

なお、本取扱いは令和5年5月8日より適用され、令和6年3月31日で終了する。

問2 問1において、「新型コロナウイルス感染症患者と診断された後」とあるが、新型コロナウイルス感染症罹患の際に、患者自ら検査キットを用いて検査を実施し陽性であったが、医療機関を受診しなかった場合であって、3か月経過後も罹患後症状が2か月以上持続している場合に、特定疾患療養管理料(147点)を算定できるか。

(答) 患者自ら実施した検査の結果を踏まえ、医師が事後に感染した時期を確認した場合は算定できる。ただし、算定するにあたっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該患者が感染した時期及びその確認方法について記載すること。

問3 問1及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年3月31日保険局医療課事務連絡)における「新型コロナウイルス感染症から回復した患者」とは、どのような患者を指すのか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」を参考に、新型コロナウイルスの感染性がある期間が終了したと医学的に考えられる患者を指す。